

預金規定の改定について

2020年7月20日（月）のインターネットバンキングリニューアルに伴い、預金規定を7月20日に改定致します。

キャッシュカードを発行済みの普通預金口座をお持ちの場合、インターネットバンキングを当行ホームページからお申込みいただき、完了と同時にサービスをご利用いただくことができます。対象となる預金商品と関連する規定は下記のとおりです。

【対象となる預金商品と関連規定】

対象となる預金	関連規定
普通預金	預金規定集 ①総合口座取引規定 ②普通預金規定

※関連規定の改定内容（対比表）は別紙をご参照ください。

【関連規定の改定対比表】

	対象となる預金	改定前	改定後
1	総合口座取引規定	記載なし	<p>(15項の次にキャッシュカードの項目を追記)</p> <p>16. (キャッシュカード)</p> <p>(1) この預金についてキャッシュカード(以下「カード」という。)を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、この預金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「ダイレクトバンキング」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して受付けた場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) この預金についてカードを発行した場合には、各種サービスの申込、利用、各種届出等における本人確認を目的に、当行が指定する電話番号に届出電話番号から電話をかけていただき、使用された電話番号と届出の電話番号とが一致することを確認させていただく場合があります。使用された電話番号と届出電話番号が一致しなかった場合は、依頼取引は取消されたものとみなします。この取消しにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
		<p>16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (以下省略)</p> <p>17. (本規定の変更) (以下省略)</p>	<p>17. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (以下省略)</p> <p>18. (本規定の変更) (以下省略)</p>

2	普通預金規定	<p>記載なし</p> <p>1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (以下省略)</p> <p>1 6. (本規定の変更) (以下省略)</p>	<p>(1 4 項の次にキャッシュカードの項目を追記)</p> <p>1 5. (キャッシュカード)</p> <p>(1) この預金についてキャッシュカード (以下「カード」という。) を発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して当行所定の手段により、この預金の残高等の取引状況を照会することができます。照会時に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して回答した場合には、暗証につき盗用その他事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この預金についてカードを発行した場合には、カードの届出の暗証を使用して、電話機、パーソナルコンピューター等を通じて、電話やインターネット等により「ダイレクトバンキング」ほか各種サービスの申込、利用、各種届出等ができます。使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して受付けた場合には、暗証につき盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(3) この預金についてカードを発行した場合には、各種サービスの申込、利用、各種届出等における本人確認を目的に、当行が指定する電話番号に届出電話番号から電話をかけていただき、使用された電話番号と届出の電話番号とが一致することを確認させていただく場合があります。使用された電話番号と届出電話番号が一致しなかった場合は、依頼取引は取消されたものとみなします。この取消しにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>1 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (以下省略)</p> <p>1 7. (本規定の変更) (以下省略)</p>
---	--------	--	---

以上